

タイにおける債権回収と倒産対応の実務 第8回

2021年5月6日

One Asia Lawyers タイ事務所

第8回 タイの仲裁機構での仲裁手続について その1

前回までは、タイにおける裁判制度や債権回収のポイント、保全手続、判決に基づく強制執行手続きについて紹介してきた。今回は裁判以外での紛争解決手続きである仲裁機構による仲裁手続について紹介する。

1 仲裁について

仲裁とは、当事者間の紛争について、当事者により選任された第三者（仲裁人）の判断に従うことと合意する紛争解決制度をいう。仲裁には、合意した仲裁機関において行う仲裁である機関仲裁と仲裁機関を選択せず当事者で合意した仲裁規則にしたがって行うアドホック仲裁があるが、アドホック仲裁は、手続き進め方や仲裁人の選任を当事者のみで決めることになるので、仲裁人の選任や仲裁手続の管理に困難が生じることが少なくないので、一般的には機関仲裁による仲裁が選択される。

裁判と異なる点は、裁判は裁判所が公開の法廷で審理を行い訴状の請求を認めるか否かを判断し判決は公開されるのに対し、仲裁手続は、仲裁機関が非公開の場で申立書の請求内容について判断され、その仲裁判断は原則として公開されない点である。また、裁判を行うには、当事者間の同意は不要だが、仲裁手続を利用する為には紛争当事者の同意が必要となる。さらに、裁判所での手続費用は請求額が大きいかぎり高額となることは少ないが、仲裁手続では私人である仲裁機関が行うため仲裁人の費用が発生し、裁判所での手続費用に比べ高額になるのが一般的である。

加えて、実務上、最も重要な相違点は、タイの裁判所で判決を取得したとしても、タイはハーグ条約を批准しておらず、かつ、外国判決の承認に関する規定もないので、タイ国外でこの判決にもとづきタイ国内にある財産に強制執行することができないのに対し、仲裁については、タイは外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約を批准しているので、日本や中国、シンガポールなどのニューヨーク条約を批准している国で、その仲裁判断にもとづき強制執行することができる点である。

なお、国外の仲裁機関において下された仲裁判断にもとづき、国内の財産に強制執行するためにはその財産がある国の裁判所において承認を受けた上で執行を申し立てる必要がある。

2 タイの仲裁機関

タイでは、1985年国際商事仲裁に関する国連国際商取引委員会（UNCITRAL）モデル法に準拠したタイ仲裁法により規律されている。タイにおける主な仲裁機関は、Thai Arbitration Institute (TAI)、Thailand Arbitration Center (THAC)の2つの機関である。

TAIは、1990年に設立されたタイの司法省（Office of the Judiciary）の監督下にある仲裁機関であり、仲裁手続の取扱いがもっとも多い。

また、THAC は、2007 年に設立された比較的新しい仲裁機関であり、タイにおける国際仲裁の促進を目的として設立された仲裁機関であり、Singapore International Arbitration Center (SIAC) の仲裁規則をモデルとした独自の仲裁規則を持っている。

TAI、THAC ともに、仲裁の対象となる係争の経済的価値に応じた仲裁人報酬が発生するが、THAI では、経済的価値に応じた仲裁管理費用が別途必要となる。

なお、Thai Commercial Arbitration Committee of the Board of Trade of Thailand (TCAC) は、タイ国がニューヨーク条約を批准するにあたり設置された最初の仲裁機関であるが、現在はあまり利用されていない。

TAI	THAC
司法省が監督	非政府組織
1990 年の設立から 30 年の実績	2007 年設立、比較的新しい仲裁機関
外国人仲裁人はある程度充実	外国人仲裁人はある程度充実
仲裁人の 70% 以上は裁判所 OB といわれている	仲裁人は弁護士事務所で勤務する等の実務者が比較的多い
裁判所での手続を踏襲	比較的に柔軟な設計 (SIAC、HKIAC を参考)
仲裁管理費用なし	仲裁管理費用あり
THAC と比較すると、費用は低廉	TAI と比較すると、費用は高額
取扱件数は THAC よりも多い	取扱件数は THAC より少ない

3 仲裁手続にかかる費用

仲裁手続費用と主要な費用である仲裁人費用の概要は以下のとおりである。実際の手続きでは、仲裁人費用以外にも申立時の費用や THAC については仲裁管理費用などその他の費用が発生する。

(1) TAI の仲裁人費用

TAI の WEB サイト (<https://tai.coj.go.th/th/content/article/detail/id/46/iid/70>) によれば、仲裁人 1 名の場合の大凡の仲裁人費用は、紛争額が 200 万バーツの場合 3 万バーツ、紛争額が 500 万バーツの場合 6 万バーツ、1000 万バーツの場合 10 万バーツ、2000 万バーツの場合 16 万バーツ、5000 万バーツの場合 25 万バーツとされているが、事案に応じて仲裁人費用が増額される場合がある。

(2) THAC の仲裁人費用

THAC の仲裁費用算定サイト (<https://thac.or.th/fee-calculator/>) によれば、仲裁人 1 名の仲裁人費用は、紛争額が 200 万バーツの場合 15 万バーツ、500 万バーツの場合は 28 万 7500 バーツ、1000 万バーツの場合は 56 万 2500 バーツ、2,000 万バーツの場合は 100 万バーツとされている。なお、これらはあくまで推定額であり、実際の仲裁手続の長短などにより実際にかかる費用は異なってくることに注意されたい。

以上

〈注記〉

本内容に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

masaki.fujiwara@oneasia.legal (藤原 正樹)

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

藤原 正樹



One Asia Lawyers 大阪オフィス・タイオフィス兼務

知的財産案件を広く扱う法律特許事務所に 13 年間在籍し、同事務所のパートナーとして知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEB サービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、訴訟案件にも数多く対応してきた実績がある。また、著作権の検定問題を複数年にわたり担当し、著作権関連法務も多く取り扱ってきた。2020 年からは個人情報保護法、IT 領域を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。

藪本 雄登



One Asia Lawyers タイ事務所代表/メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2010 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各國につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長 (2015 年)、カンボジア日本人商工会労務委員 (2014 年、2015 年)、盤谷日本人商工会 GMS 委員 (2016 年-)、東京都中小企業振興公社の相談員 (2017 年-)、中小機構相談員 (2016-) 等を歴任。